

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 8月 7日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉水位計(定検時水張り用)液位発信器点検において、測定値不良(測定値の精度外れ)が認められたため、当該発信器を交換。	GIII	
2	その他	一次水処理設備制御空気用圧縮機(A)において、無負荷運転時に異音(カラカラ音)が認められたため、当該圧縮機を点検・修理。	GIII	